

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

(令和2年度「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」受託業者)

## 2020年8月 マンスリーレポート

### ワンストップ窓口への相談事例（健康保険の有効期限とビザの期日との関係についての照会実例）

#### ご相談：

外国籍の小児の患者がその母親と来院した。診療は既に終わっているが、母親の話では、この患者のビザが先月末で切れてしまっているとのことである。

この患者の国民健康保険証は期限内であり有効と考えているが、このようにビザ期限が切れている場合でも健康保険の使用に問題ないのかどうか確認したい。

#### 対応：

「ビザが切れている」との話であったが、まず患者のパスポートの在留資格のページを確認するように依頼したところ、この患者の在留期限は2ヶ月先の月末までとなっていることを確認。来日前に自国で取得したビザの期日が即ち在留期限にはならない点、この患者の在留期限は上陸許可に記載されている在留期限であり、健康保険も有効期限内であれば問題なく使える点を説明した。

病院スタッフが外国籍患者ということで慌ててしまい、母親の話を聞いただけでパスポートの確認ができていなかったため、今回の相談となったとのこと。

以上

#### 【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp